

生徒の心構えと学校のきまり

1 生徒の心構え

- (1) 九中生としての自覚をもち、生活に対し、進んで自らの義務を果たす。
- (2) 自分の考えをもち、目標に向かって努力する。
- (3) 礼儀正しく、節度のある生活態度をとる。
- (4) 校内ルールを守り、みんなで協力して正しさを守る取り組みをする。
- (5) 社会で協働する教育活動に積極的に参加する。
- (6) 社会生活を営むために、集団としての在り方を考え、社会規範を守る。

2 学校のきまり

1 登下校

- (1) 遅刻をしないように登校し、下校時刻を守る。
 - ①遅刻したときは職員室に寄って登校を報告する。
 - ②遅刻カードを受け取り、必要事項を記入する。
 - ③遅刻カードをもって教室に行く。担任または教科担当の先生に渡す。
- (2) 生徒の登校時間は7時50分以降とする。
- (3) ゆとりを持って登校し、8時20分までに着席する。5分前行動を励行する。
- (4) 自転車での登下校を禁止する。ただし、特別な場合は許可することがある。
- (5) 登校時、下校時に物を買ったり、飲食したりしない。
- (6) 一般下校時刻は5時間授業の時は14時45分、6時間授業の時は15時45分とする。クラブ活動等での最終下校時刻は18時00分とする。

2 諸 届

(1)欠席・遅刻の届きは、今年度は以下の方法でご連絡ください。

- ①保護者がスマート連絡帳に欠席や遅刻をする旨を書き込んで伝える。
- ②保護者が電話で連絡をする。電話で連絡をする場合は、8:00～8:15の間に連絡をする。

(2)早退、見学等の届きは、生徒手帳の所定欄に記入して担任もしくは担当の先生に届けるか、スマート連絡帳に記入する。

(3)転校、保護者・住所・氏名等に変更があった場合は、すぐに学校長宛、担任に届け出る。

(4)通学、在学、旅行運賃割引などの証明書が必要な時は、担任の先生に申し出る。

3 登校後の外出

・登校後は無断で校外に出ない。どうしても外出の必要な時は担任、顧問の許可を得る。

4 授 業

(1)チャイム着席をしっかりとる。

(☆授業準備や移動は休み時間中に行い、チャイムを着席して聞けるようにする。)

(2)学用品(教科書、ノート)は、必要に応じて持ち帰る。 ※令和3年改定

5 校内での生活

(1)校舎内外の清掃美化に努める。

(2)教室内の整理整頓に心がける。

(3)校内生活は所属クラスが生活の中心である。原則として、他学年の階や他教室には入らない。

(4)階段の利用や移動について

①登下校の際、2・3年は緑階段(職員室横)、1年は赤階段(体育館側)を使用する。

②教室移動の時は、他学年の教室の前を通らない。

③北校舎と体育館、武道場に移動する際は、赤階段を使用する。

④図書室を利用するときは階段使用の制限をしない。

※細かく階段の利用方法を決めている理由は（３）に当てはめているからである。また、集団で移動する際、それぞれの学年が円滑に、安全に移動できるように配慮しているからである。

（５）公共物を大切にす。破損した場合は、直ちに担任(不在の場合は他の先生)に届けで
る。(原則として故意による破損は全額弁済となる)

（６）１階の犬走りや２～４階のベランダには出ない。

（７）非常口は、避難時、避難訓練以外は使用しない。

６ 持ち物

（１）持ち物には必ず記名する。

（２）通学用カバンには、飾り等はつけずに大切に扱う。

【禁止事項】

（３）金銭、貴重品、スマホや携帯電話（学校生活に関係のない物(不要物)）は持ち込み禁止である。これらの物をもってきた場合は、朝のうちに担任に預ける。

（不要物の持ち込みがあった場合は、学校で一時預かり、場合によって保護者に返却する）

（４）登校したら、指示のあるとき以外、学校の外に出ない。

（５）弁当が必要な時は、家から持ってくる。登校時や登校後に昼食を買いに出ることは禁止する。

7 服装

(1) 冬の服装

- ・ブレザー着用の標準服を基準とする。標準服は着崩さないように心がける。(標準服は、白ワイシャツ、指定のえんじ色のネクタイを着用する) 場合によっては体育着登校、事情がある場合の私服登校も可とする。
- ・性別を問わずにスラックスの着用を可とする。
- ・転入生は前校の校服を着用してもよい。
- ・防寒のため、黒無地のタイツを着用してもよい。
- ・防寒用としてVネックのセーター、またはカーディガン等を着てもよい。色は、黒、紺等の落ち着いた色とし、無地のものでラインは不可とする。ただし、小さいワンポイントは可とする。(※ワンポイントの目安は生徒手帳で隠れる程度)。
- ・防寒用としてコート等を着用してもよい。色や柄はセーター等に準ずる。
- ・ひざ掛けは、原則、教室内での使用のみ認める。

(2) 夏の服装

- ・白のワイシャツ及び白の半袖ワイシャツもしくは無地のポロシャツを着用してもよい。色は、白、黒、紺等の落ち着いた色とし、無地のものでラインは不可とする。ただし、小さいワンポイントは可とする。
- ・性別を問わずにスラックスの着用を可とする。
- ・衣替えの前後2週間は、上着の着脱によって調整をする。
- ・開襟シャツは禁止する。

(3) ブレザーを着用する時は指定のネクタイをつける。

(4) 靴下(ソックス)の色は、落ち着いた色で無地とする。

(ワンポイント、ワンラインソックスは可)

(5) ズボンのベルトは華美な装飾のないものとする。

(6) 長期休業中の登校時の服装は、通常に通学時の服装とする。

(7) 校章・クラス章は廃止する。(令和6年度より)ただし、入学時に校章を購入している今年度の2・3年生については、校章を左襟に付けることに関しては、個人の判断に委ねるものとする。

8 髪型

(1) 髪型は中学生らしい清潔な髪型とし、社会通念上常識の判断の髪型とする。

原則として染色は認めない。

(2) 化粧品、整髪料はつけない。

(3) 髪の毛をとめるための色ゴムやピン、パッチン止めの使用は可(リボン等は不可)とする。落ち着いた色のものを着用する。

9 靴

(1) 登下校に使用する靴(下履き)は運動に適する靴を使用する。

(2) 上履きと下履き、上履きと体育館履きの区別をする。(安全上の面からもかかとは踏まない)

10 水筒の持参について

(1) 容器是水筒のみとする。ペットボトル・ビン・缶・紙パック類での持参は認めない。

(2) 中身は水又はお茶(糖分のないもの)、白湯(さゆ)、スポーツ飲料とする。氷を入れてきてもよい。

(3) 使用時間は休み時間、昼休み、放課後の各時間内、授業中に水分補給をしても構わな

い。

(4) 水筒の中身を人にあげたり、もらったりしない。

11 その他

(1) アルバイトは認めない。

(2) 危険な遊び、夜遊び、中学生にふさわしくない遊びをしない。

(3) 他人や地域社会へ迷惑のかかることはしない。

3 職員室に関すること

(1) 用事がある生徒は用事のある先生を出入口で呼ぶ。

(2) 用事が済んだら、すぐに退出する。

(3) カバン、コート等の荷物は廊下のテーブルの上に置いておく。

4 保健室に関すること

(1) 保健室は病院の治療室ではないので、応急の手当だけを行う。

(2) 保健室を利用する生徒は

①まず職員室に寄り、職員室の先生に「保健室利用連絡票」を書いてもらい、許可を得た後、カードをもって保健室に行く。

②教室へ戻る際は、「保健室利用連絡票」を授業担当の先生に提出する。

(3) 授業開始直後の保健室利用はしない。(様子がおかしいときは、早めに行く)

(4) 保健室を利用する際、必要な場合は保健給食委員が付き添って行く。

※付き添いが必要な場合は先生が指示する。

(5) 保健室の物は、無断で使用しない。

5 事務室に関すること

- (1) 入室の際は用事を告げ、許可された生徒のみ入室しても良い。
- (2) 各種の証明書の申し込みは午前中に済ませます。
- (3) カード式電話を使用する場合は、担任(いない場合は他の先生)に必ずことわる。

6 クラブ活動に関すること

- (1) すべて顧問の先生の指示に従う。
- (2) 活動場所から下校できるように、荷物は全て活動場所に持って行く。教室には戻らない。
- (3) 使用する用具、器具は大切に扱い、片付けもしっかりおこなう。
- (4) 昼食は、部活ごとに指定された場所で食べる。ゴミは全て持ち帰る。
ビン、缶、ペットボトル、紙パック類は持ち込み禁止。
- (5) 下校時刻は守る。最終下校時間(18:00)には正門を出て、すみやかに下校する。
- (6) 再登校を含め自転車での登下校は禁止する。ただし、休日の他校での対外試合、学校外での活動の場合には、顧問と保護者の許可があれば、自転車の使用を認める。

※令和2年度4月より「自転車保険への加入」義務付け

- (7) 校外に出て活動する場合は、府中第九中学校の生徒として、恥ずかしくない行動を心がける。